

若葉区自主企画事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 区長は、区の特性及び区民の意向等を踏まえ、地域の活性化及び地域における課題の解決等を推進するため、区民が自主的に行う事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該事業を実施するものに対し、補助金を交付する。

(補助事業、対象者、経費及び補助金額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、千葉市区自主企画事業運営要綱で掲げる事業（以下「区自主企画事業」という。）のうち、次の各号に掲げるものから当該年度において区長が定めるものとし、補助対象者及び補助対象経費、補助金額等は別表のとおりとする。

(1) 地域活性化支援事業

- ア 地域づくり活動支援事業
- イ 区テーマ解決支援事業
- ウ 地域拠点支援事業

(2) 若葉区民まつり事業

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、指定の期日までに、補助事業の区分に応じ、次の書類を区長に提出するものとする。

(1) 地域活性化支援事業

- ア 若葉区自主企画事業（若葉区地域活性化支援事業）補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第3号）
- ウ 収支予算書（様式第4号）
- エ その他区長が必要と認める書類

(2) 若葉区民まつり事業

- ア 若葉区自主企画事業（若葉区民まつり事業）補助金交付申請書（様式第2号）
- イ 事業計画書
- ウ 収支予算書
- エ 実行委員会規約又は会則
- オ 実行委員会構成員名簿
- カ その他区長が必要と認める書類

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、経費の配分については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって変更額が補助対象経費の総額の10分の1に満たないものについてはこの限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、予め区長の承認を受けること。
- (3) 事業が計画どおり実施できない場合又は事業の実施が困難となった場合には、速やかに区長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第5条 規則第6条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第6条 第4条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、若葉区自主企画事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(交付の請求)

第7条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金交付請求書(様式第7号)に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)の写しを添付して区長に提出しなければならない。

- 2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、若葉区自主企画事業補助金一括事前交付請求書(様式第8号)に、若葉区自主企画事業補助金交付決定通知書(様式第5号)の写しを添付して区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、若葉区自主企画事業実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添付して区長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

(決定の取消通知)

第10条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、若葉区自主企画事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、若葉区自主企画事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「若葉区区民ふれあい事業補助金交付要綱（平成7年4月1日施行）」は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の別表1（2）の規定は、平成30年度以降に新規に申請する事業について適用し、平成29年度以前に申請し、その後継続して申請する事業については、なお従前の例による。